

奥川

お知らせ版
広報おうしゅう

東日本大震災のため予防接種を受けられなかった人へ

定期予防接種の期間を 延長しています

定期予防接種の特例措置

市は、東日本大震災の発生による特例措置として、22年度の定期の予防接種期間を平成23年8月31日まで延長しています。次のいずれかの要件に該当する人は、お早めに接種してください。料金は無料です。

① 接種対象年齢を過ぎた人

22年度中に予防接種を受けることができず、接種の対象年齢を過ぎてしまった人

【対象の予防接種】
BCG、三種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風)、ポリオ、麻しん風しん混合、日本脳炎、二種混合(ジフテリア・破傷風)

② 一定の間隔において複数回

接種ができなかった人

国の予防接種実施規則で定め

る一定の間隔において、

複数回接種ができなかった人

※定められた間隔を過ぎてい

ても、定期の予防接種とみ

なします

【対象の予防接種】

三種混合、日本脳炎

予防接種の方法

三種混合、二種混合、麻しん風しん混合、日本脳炎については、予防接種通知に記載してある市の指定医療機関に予約し、予約票と母子健康手帳を持参して接種を受けてください。BCG、ポリオについては、各区の集団接種の実施日に接種を受けてください。

予防接種費用の払い戻し

特例措置の対象となってい

る人が、4月以降に自己負担

で対象の予防接種を受けてい

る場合は、その費用の払い戻

し(償還払い)を行います。申

請してください。

■申請に必要なもの

申請書、母子健康手帳、振込

口座が分かる預金通帳など

■問い合わせ・申請先

保健センター(☎01451

1)、各総合支所母子保健

担当課



予防接種で子どもの健康を守りましょう

発病すると治療が難しく、命に関わる病気を予防するためにワクチンがあります。しかし、市の定期予防接種は、目標とする接種率100%になかなか近づけていません。

1人はみんなのために、みんなは1人のために予防接種を受けましょう。